



山形県公報

平成16年12月2日(木)

号 外(69)

目 次

公 告

行政監査の結果の公表..... (監 査 委 員) ... 1

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき平成16年度に実施した監査結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成16年12月2日

山形県監査委員	鈴	木	正	法
山形県監査委員	広	谷	五郎左工門	
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

行政監査の結果に関する報告書

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、県の事務が法令に従い適正に執行されているか、また、その目的に沿って効率的かつ効果的に実施されているかどうかについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施するものであり、平成16年度は第2に掲げる事務を選定し監査を実施した。

第2 監査テーマ及び選定理由

1 監査テーマ

県の機関における廃棄物の処理状況について

2 選定理由

県においては、ダイオキシン対策や地球温暖化対策、リサイクル対策等に積極的に取り組んでいるところである。

また、平成14年2月、県庁舎においてISO14001の認証を取得し、その後、4総合支庁に認証範囲を拡大するなど、県自らが行う事務事業における環境への負荷の低減に努めている。

このような中で、県の活動がさらに環境に配慮したものとなるよう、県自ら排出する廃棄物の処理の外部委託の状況等について監査を実施した。

第3 監査の概要

1 監査対象機関及び監査対象事務

(1) 監査対象機関

県の機関で、廃棄物の処理に関して支出があった機関とした。

(調書提出機関数245機関 支出があった機関数176機関)

(資料2、資料3のとおり)

(2) 監査対象事務

平成15年度の廃棄物処理についての委託契約事務、分別、保管状況等を対象とした。

2 監査の実施方法

監査は、平成16年6月から11月までの間に、県の全機関から平成15年度における廃棄物の分別・保管の状況や支出の状況、契約等についての監査調書等の資料の提出を求めるとともに、必要に応じて事務局職員による保管状況等の現場確認調査を行うなどの方法により実施した。

3 監査の着眼点

監査にあたっては、次の着眼点を中心として監査した。

- (1) 契約手続きが適正に行われているか。
 - ・ 廃棄物の区分は適切か。
 - ・ 委託する業者の資格を適正に確認しているか。
 - ・ 予定価格の積算根拠は明確か。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の各種基準を満たしているか。
 - ・ 収集、運搬、処分される前の廃棄物の管理は適正か。
 - ・ 収集、運搬、処分の委託が適正か。
 - ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)により処理が適正に行われたことを確認しているか。(産業廃棄物の場合)
- (3) 減量化等の取り組みを行っているか。

第4 監査の結果及び意見

1 監査の結果

(1) 廃棄物処理の概況

廃棄物の区分等

廃棄物については、廃棄物処理法第2条で定義されている。

廃棄物の基本的な区分は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」であり、「産業廃棄物」は、20種類に分類されている。(資料1のとおり)

また、廃棄物処理法では、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。県の各機関も事業者として扱われ、廃棄物の排出者として適正に処理しなければならない。

さらに、一般廃棄物と産業廃棄物では、収集運搬及び処分(中間処理と最終処分)等の基準が異なっている。

産業廃棄物処理が一般廃棄物に比べて規制が厳しい主な点は、

- ・ 委託基準で、収集運搬と処分はそれぞれ許可業者等に委託することは同じであるが、契約は書面で行うこと、量や単価等記載すべき事項が規定されていること
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付すること
- ・ 運搬されるまでの間の保管基準が定められていること

などである。

廃棄物の分別状況

廃棄物の処理の前提として、適切に分別が行われていることが必要である。

廃棄物の分別については、県庁舎や総合支庁においては、ISO14001の認証を取得していることから、積極的に廃棄物の分別に取り組んでいる。

また、ISOを取得していない公所、学校等においても、すべての機関で廃棄物の分別を行っている。

特に、ISOを取得している機関では、廃棄物処理手順書を定め、それに従って分別、保管し、収集運搬及び処分の委託を行っている。

また、市町村等の処理施設には、プラスチック等の産業廃棄物を受け入れているところもあるため、市町村等の処理施設で処理するものは、産業廃棄物であっても、一般廃棄物と誤って理解している機関もある。

廃棄物の保管状況

運搬されるまでの保管において、産業廃棄物については、「周囲に囲いが設けられていること」、「掲示板が設けられていること」、「汚水が生ずるおそれがある場合は、排水溝等設備を設けること」など、さらに感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物については、「他の産業廃棄物が混入するおそれのないように仕切りを設けること」、「種類に応じた特別な措置を講じること」などの保管基準がある。

産業廃棄物の保管状況は、ほとんどの機関で保管基準に沿った手段を講じている。

また、実際に現場を確認した機関では、一部、「特別管理産業廃棄物を保管しているが、日中鍵をかけていない」、「不用物品を廃棄物保管所の前に雑然と置いている」、「産業廃棄物保管所という表示をしていない」などの事例があった。

処理の概況

市町村が事業系の廃棄物の収集運搬を行っているところはほとんどなく、一般廃棄物については、県の各機関はそれぞれ所在の市町村が許可した業者に収集運搬や処分を依頼し、産業廃棄物については、知事が許可した業者に収集運搬や処分を依頼している。

調査した245機関のうち、176の機関で外部委託又は一部事務組合等の処理施設へ直接搬入するなどの方法により、経費を支出して廃棄物を処理している。

このうち、日常的に排出される一般廃棄物について契約書を作成し、収集運搬及び処分を外部委託した機関数は、145機関である。

また、産業廃棄物について契約書を作成し、収集運搬及び処分を外部委託した機関数は90機関であった。

さらに176機関のうち、130の機関で金額が少額であるため契約書を作成せず、伺いと請求書等により支出した例が多数あった。（資料3のとおり）

委託の状況を見ると、日常的に排出される廃棄物（紙類、生ゴミ等）についてはほとんどの機関で年間を通じて委託しており、定期的な処理を依頼している。

委託の内容は、「一般廃棄物だけ」、「産業廃棄物だけ」で契約している例が多いが、「清掃契約等庁舎管理の契約と一体で契約を結んでいるもの」、「一般廃棄物と産業廃棄物を一体で契約を結んでいるもの」などもある。

(2) 一般廃棄物の契約の状況

契約締結の状況

一般廃棄物の排出事業者が廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合の基準は、平成15年12月から明文化され、施行されている。その委託基準では、「市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者等で、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること」となっている。

一般廃棄物の処理に関して、契約書を作成して業務委託している145機関の契約件数は155件である。このうち、清掃委託等と一体の契約となっているものも15件あった。監査調書や契約書等に記載されている一般廃棄物の内容は、「廃棄物」、「事業系廃棄物」、「可燃ごみ、不燃ごみ」等の記載が多く、処理を委託した廃棄物の具体的な内容の判断が困難な例が多い。

委託業務の内容

委託している業務の内容については、収集運搬業務を委託している機関がほとんどである。各機関の廃棄物の集積所から「可燃物週回、不燃物月回」などという形で、収集回数を決めて、定期的な収集運搬を依頼している。

しかし、「市の処理施設や指定場所まで運搬すること」等と処分先を明示している例は少ない。

契約金額の決め方

契約金額は、年間を通じての契約とし、年額あるいは月額として契約しているものがほとんどである。

内容としては、収集運搬回数だけを決めて、定額で契約しているものがほとんどであり、収集量を反映して契約金額を決定している例は少ない。その理由としては、「収集回数は分かるが、量を特定するのは難しい」、「業者は、他の事業者の分も収集し、市の指定する処理施設に運んで処分しているので、特定することが困難」などを挙げている。

実際に確認した予定価格の積算の例としては、参考見積を徴したうえで、「収集回数に単価をかけて積算」、「可燃物と不燃物に分けて単価をかけて積算」、「収集運搬回数に単価をかけ、事務組合の定める処分料を加算して積算」などである。

業者の決定方法

財務規則では、単価契約の場合を除いて、予定価格が100万円を超えない契約の場合は契約書の作成を省略でき、また、50万円以下の場合には請書も省略できることとなっている。

一般廃棄物の契約では、ほとんどのものが100万円を超えず、さらに50万円を超えるものも極めて少ないが、契約書を作成している。

入札により業者を決定しているものは、22機関（22件）であった。このうち、清掃等の庁舎管理と合わせた契約としているものが12機関（12件）であり、廃棄物単独としているものは10機関（10件）である。

その他の機関では、2者以上から見積書を徴して契約している機関が多い。

随意契約の理由としては、「予定価格が100万円以下のため」を挙げているところがほとんどである。

契約の履行状況の確認

「業者からの報告書」、「収集時に職員が立ち会う」などの方法により契約の履行状況を確認している機関がほとんどであるが、実績報告書の提出を求めているという例もあった。

実際に現場確認をした機関では、ごみ置き場に計量器を置き計量しているところや、回収車に付いている計量器で計量しているところ、また、処理施設発行の計量伝票と突合せを行っているような事例があった。

また、収集運搬の契約であることを理由として、処分先を確認していないところもある。

(3) 産業廃棄物の契約の状況

契約書の作成状況

産業廃棄物については、一般廃棄物と異なり、委託基準で、委託しようとする産業廃棄物の収集運搬や処分ができる許可業者等と書面で契約を締結することとなっている。

また、その書面には、「委託する産業廃棄物の種類及び量」、「運搬の最終目的地(運搬の委託の場合)」、「処分、再生の場所の所在地、方法、施設の処理能力(処分の委託の場合)」、「受託業務終了時の受託者の委託者への報告」などを記載して行うことが必要であるとされている。

なお、契約書の雛形として「社団法人全国産業廃棄物協会連合会」で作成している「産業廃棄物処理委託契約書の手引き」を参考に契約書を作成しているのが実態である。

一方、財務規則等で予定価格が100万円を超えない契約は契約書の作成を省略できること、また、50万円を超えない契約は請書の提出を省略できることから、産業廃棄物であっても、金額がこれらに達しないことや1回限りの処理であることなどの理由で、契約書を作成していない機関もある。

契約締結の状況

普通の産業廃棄物について、契約書を作成して業務を委託した機関数は87機関であり、契約件数は延べ185件である。このうち、一般廃棄物の収集運搬と一体の契約となっているものが19件、清掃や重油タンクの点検等の委託と一体の契約となっているものが9件である。

特別管理産業廃棄物について、契約書を作成して業務を委託した機関数は24機関で、契約件数は延べ37件である。

委託業務の内容

収集運搬と処分を併せて同じ業者に委託している機関が多い。これは、廃棄物の処理がより確実に行えるためという理由が多い。

「廃プラスチック」、「金属くず」等、市町村の処理施設で受け入れる産業廃棄物の処理を一般廃棄物の収集運搬と併せて委託する場合など定期的な処理を委託している場合と、年度末に発生する不用品の処理の委託など随時に委託する場合がある。

特別管理産業廃棄物は、医療機関等で発生する「感染性廃棄物」と試験研究機関等で発生する「強酸、強アルカリ」等がある。県の環境企画課では、知事部局及び高等学校等の「有害排水」について、状況を把握したうえで、一括して契約し、処理を依頼している。

契約金額の決め方

産業廃棄物の収集運搬及び処分のいずれについても、単価契約の方式によるものが多い。

一般廃棄物の収集運搬と一体の契約及び清掃等の契約と一体の契約は、廃棄物の量にかかわらず、定額がほとんどである。

収集運搬業者と処分に係る契約金額を取り決めただけで、処分業者への支払いを収集運搬業者に委託している場合がある。これは、「処分業者の選定が難しいため」や「金額が10万円以下」等の理由で、収集運搬業者のみから処分に係る金額を含めて見積書を取り、収集運搬業者が契約(提携)している処分業者と契約を結んでいるためである。

積算根拠としては、「業者からの参考見積を取る」、「感染性廃棄物の処理業者が定める料金表を参考」にしたり、「汚泥の処理は建設の積算単価を参考としている」などである。

業者の決定方法

入札によるものは、多量に産業廃棄物が発生し、支出金額が100万円を超える病院や水道事務所等16機関であった。

他の決定方法としては、金額が100万円以下等少額であることから「2者以上から見積を徴したうえで随

意契約」が多い。

処分の確認状況

産業廃棄物の処理を委託する場合は、事業者は「産業廃棄物管理票」(マニフェスト)を交付し、排出した廃棄物が適正に処理されたかを確認することとなっており、契約書を締結している機関では発行、保存している。(なお、市町村の処理施設で処分される場合などは発行する必要はない。)

また、産業廃棄物について契約を書面で結んでいなかった機関でも「マニフェスト」を発行、保存しており、それを確認のうえ、支払いを行っている。

工業技術センターのように、パソコンでマニフェストが帰ってくるべき日を管理し、適正に処理を確認している例もある。

(4) 減量化への取り組みについて

県は、自らが行う活動の中で環境への配慮を行うことにより、環境への負荷の低減を図るとともに、率先実行することにより、県民、事業者の環境配慮活動を促進するとともに、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、平成13年3月に「山形県環境保全率先実行計画」(平成13年度から17年度までの5ヵ年計画)を策定した。個別の措置の目標の一つとして「廃棄物排出量については、10%削減(平成17年度における廃棄物排出量)」という目標を掲げ、既に廃棄物排出量は15年度で基準年度の11年度に対し13.9%削減と目標を達成している。

また、環境マネジメントシステムを導入しており、平成14年2月に県庁舎を対象にISO14001を取得し、平成15年3月に最上総合支庁及び庄内総合支庁、平成16年2月に村山総合支庁及び置賜総合支庁と認証範囲を拡大している。

工業技術センターでは、平成12年3月にISO14001の認証を取得し、企業に対し、取得の指導も行っている。これらの機関では、廃棄物処理の手順書を作成し、細かに分別から処理までを行っている。現場確認を行った機関では、量の削減を図るため、集積所の前に「ゴミの分別の出し方を表示」して、「分別の徹底により新聞紙等を廃棄物として処理するのではなく有価物として売却した」などの例もあった。

その他の機関でも、廃棄物の減量化のため、「紙の再利用」、「分別の徹底」、「入居企業に対する分別徹底のチラシの配布」、「持込物の持ち帰り」、「回数や量に応じた単価契約への切替」など、いろいろな手段で取り組んでいる。

2 意見

(1) 廃棄物の分別について

一般廃棄物と産業廃棄物の処理の方法は、法令上違いがあり、区分を誤ると、その後の処理について不適正な処理となる場合がある。各機関にあっては、排出する廃棄物の内容を確認のうえ、一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、そのうえで、各地域の公的な処理施設で処分するものと処分業者の処理施設で処理するものに分別し、収集運搬、処分という委託をすることが望ましい。

また、分別をきめ細かに行っているが、契約書の記載が「可燃物、不燃物」、「事業系一般廃棄物」等の記載のみで、実施している分別が契約に反映していないところがあるので、その後の焼却、埋立、再資源化などの処理を意識して分別や契約をすることが望ましい。

(2) 産業廃棄物の業務委託について

産業廃棄物の処理の委託に関しては、必ず書面で契約を取り交わすことが必要であり、一時的なものであっても、また、金額が少額であっても書面で契約を結ばなければならないので、さらに徹底することが必要である。

従来から置賜総合支庁管内では、関係部局が連携して、県の各機関に対して産業廃棄物の契約締結方法やマニフェストの使用方法等を研修会等で指導を行っている。

廃棄物の処理は、それぞれの地域で違いがあることから、他の地域においても、関係部局で連携し、地域に合った処理方法や産業廃棄物の契約書の作成を徹底することを希望する。

(3) 処理の確認等について

一般廃棄物の処分については、「契約書に法令遵守の規定や条件を付けているため」を理由として、運搬先(処分先)まで把握していない例が多い。マニフェスト制度はないが、事業者の責務として各機関から排出したものが最終的にどのように処分されたのか確認できるように、契約書に明記する等の方策をとることが望ましい。

産業廃棄物の委託の場合は、処理業者の許可内容を確認するのは当然であるが、一般廃棄物の委託にあっても、処理業者の資格を確認することが望ましい。特に、「清掃業務に付随した委託」や「一般廃棄物と産業

廃棄物の収集運搬を併せて委託」している場合は、産業廃棄物を取り扱える資格の確認が十分とはいえないので今後改善する必要がある。

また、産業廃棄物の契約においては、処理業者の許可の有効期間が契約期間中に満了する場合もあるので、許可の更新を確認する必要がある。

産業廃棄物の契約で、収集運搬業者に処分業者への支払いをさせている場合が見受けられた。委託基準では「委託者が受託者に支払う料金」を契約書に記載することとなっており、支払い方法を収集運搬業者が支払うと契約書で取り決めた場合は、廃棄物の処理に対して最後まで責任を果たすという観点から、収集運搬業者が処分業者に支払ったかを確認することが必要である。

なお、履行の確認方法で、現在は紙のマニフェストを交付し、処理の確認を行っているが、電子マニフェスト制度もあるので、導入について検討することを希望する。

(4) 契約方法について

清掃等の契約と一体で契約を結んでいる場合は、委託内容が不明確な場合が多いので、仕様書において委託内容をより明確にすることが望ましい。

一般廃棄物の契約では、「量の把握が困難」を理由として、年間を通じて定額という契約が多く、収集回数の減や排出量の減が契約に反映していない場合が多い。今後は「収集回数や排出量を反映した単価契約」など、減量化等の努力が、支出金額に反映するような契約等に切り替えていくことを希望する。

産業廃棄物の処分業者の決定は、収集運搬業者が選んだ業者という例が多い。

産業廃棄物は種別毎に許可内容が異なり、「廃棄しようとする物の処分業者が近くにない」、「金額が少額であるので収集運搬業者から処分料金を合わせて見積書を取って決定した」などが主な理由であるが、今後、契約による処理の適正化を担保するため、「処分業者が近くにあれば、処理施設を先に決定してから、収集運搬業者を決定する」など、業者の決定方法の見直しを図ることを希望する。

(5) 保管について

産業廃棄物の保管状況について、現場を確認したところ、一部の機関で、特別管理産業廃棄物保管所の施設、廃棄物保管所の整理、産業廃棄物保管所という表示等について不適切な例があった。再度基準を確認し、適正に保管することが必要である。

(6) 減量化への取り組みについて

県の各機関は、物の有効活用や適正な処理による排出量の削減に取り組むことが求められている。

ISO14001の認証を取得している機関は、廃棄物の適正な処理と減量化に積極的に取り組んでいるが、認証を取得していない機関においても、他の機関の廃棄物の処理の手順書を参考にして、各機関に応じた手順を決めて、さらに適正な処理を行うことなどにより、物の再利用や廃棄物の減量化に取り組むことを希望する。

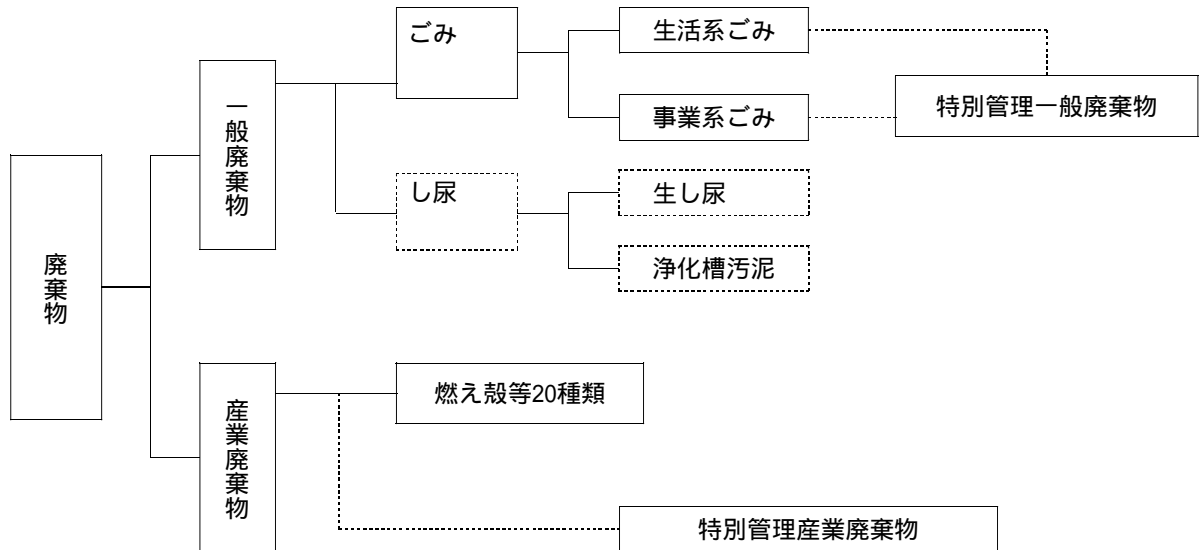
3 結び

今回の監査では、県の各機関が事業者として、法令等に沿って、自ら排出する廃棄物の適正処理に取り組んでいるか、さらには、減量化等に取り組んでいるかを監査した。各機関とも概ね適正に事務を処理していると認められたが、予想以上に分別に始まる廃棄物処理の難しさがあり、一部、「廃棄物」について解釈の相違や廃棄物に関する「排出事業者の責任」に対する認識の不足が認められることは課題である。

共通する課題についての意見は前記のとおりであるので、支出がなかった機関においても行政監査結果を参考とされ、県として、また、廃棄物の排出者としての責任を果たすために、さらなる適正処理と減量化等に取り組んでいくことを希望する。

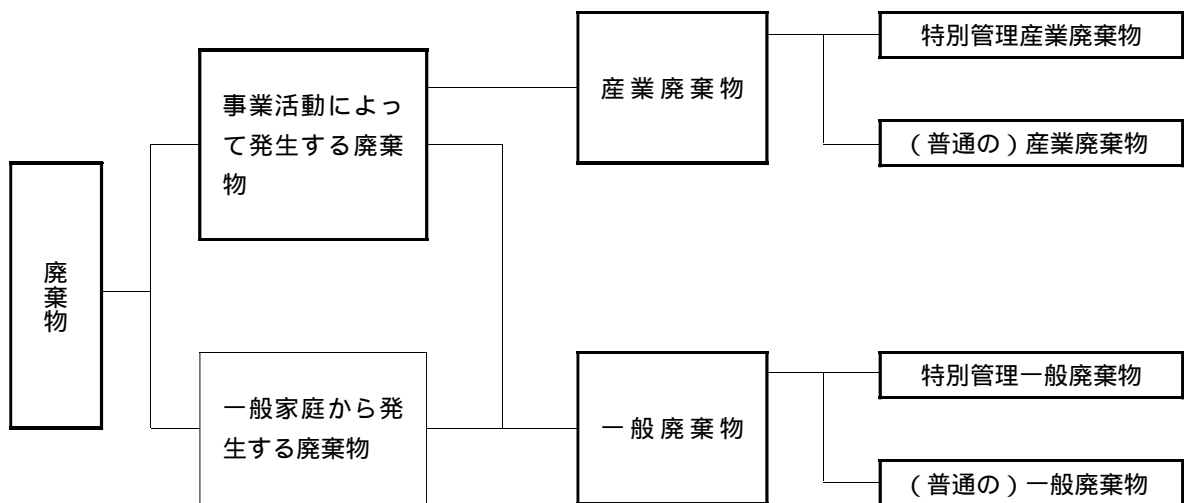
参考資料
資料1
廃棄物の区分等

[図1] 廃棄物の基本的区分



一般廃棄物のうち、し尿等の処理については、主として「浄化槽法」の適用を受けることから、他の一般廃棄物とは異なるため、監査の対象外とした。

[図2] 監査対象の廃棄物の範囲
(今回の行政監査の対象とした廃棄物は、——で囲んだ部分)



[表]

1 産業廃棄物の分類(簡略化している。)

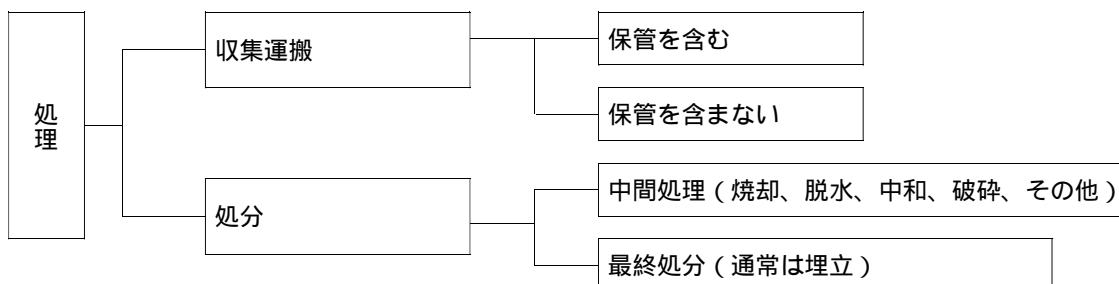
	区 分	業種の指定等
1	燃え殻	業種の指定なし
2	汚泥	
3	廃油	
4	廃酸	
5	廃アルカリ	
6	廃プラスチック類	
7	ゴムくず	
8	金属くず	
9	ガラスくず等	
10	鉱さい	
11	がれき類	
12	ばいじん	
13	紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等
14	木くず	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造及び輸入木材の卸売業等
15	繊維くず	建設業、繊維工業等
16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業
17	動物系固形不要物	と畜場等
18	動物のふん尿	畜産農業
19	動物の死体	畜産農業
20	処理物	1～19を処理したもの

2 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

特別管理一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するもので、PCBを含有する部品、ばいじん、病院・診療所等から生ずる人に感染するおそれのある一般廃棄物(感染性一般廃棄物)等。なお、感染性一般廃棄物は、通常、感染性廃棄物として特別管理産業廃棄物と混在したまま同じルートで処理されている。
特別管理産業廃棄物	爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、引火性廃油、腐食性廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物等。

「処理」について

「廃棄物の処理」は収集運搬と処分(中間処理と最終処分)に区別される。



資料2

廃棄物の契約及び支出の状況

部局名	支出の あった 機 関	契 約 書 に よ る 支 出								契 約 書 に よ ら ない 支 出 が あ っ た 機 関 数
		一 般 廃 棄 物		産 業 廃 棄 物						
		機 関 数	件 数	機 関 数	件 数	内 普 通 の 産 業 廃 棄 物		内 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物		
機 関 数	件 数					機 関 数	件 数			
総 務 部	6	5	5	2	7	2	7			1
文 化 環 境 部	4	3	3	3	5	2	4	2	3	2
健 康 福 祉 部	14	12	12	8	14	6	7	5	10	9
商 工 労 働 観 光 部	9	9	10	4	13	4	12	2	2	5
農 林 水 産 部	9	8	8	3	3	3	3			8
土 木 部	2	1	2	1	2	1	2			1
出 納 局	1			1	4	1	4			1
村 山 総 合 支 庁	6	4	4	3	7	3	7			4
最 上 総 合 支 庁	6	3	3	2	5	2	4	2	3	4
置 賜 総 合 支 庁	8	4	4	6	17	6	17			8
庄 内 総 合 支 庁	13	7	8	6	14	6	13	1	1	10
企 業 局	7	6	6	5	22	5	17	4	5	3
病 院 事 業 局	5	5	6	5	24	5	15	5	10	3
教 育 委 員 会	65	61	65	30	50	30	50	2	2	51
警 察 本 部	21	17	19	11	24	11	23	1	1	20
計	176	145	155	90	211	87	185	24	37	130

注1：支出のあった機関数とは、処理の実態に則して集計した機関。

知事部局は本庁各課及び公所毎、総合支庁については課単位で集計。

企業局は公所単位で集計。

病院事業局は、病院単位であるが、中央病院にはがん・生活習慣病センター、救命救急センターを含んでいる。

教育委員会は本庁各課、公所及び県立学校単位で集計。

警察本部は部単位及び警察学校、警察署単位で集計。

注2：機関数、件数は一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物毎に集計した。

一般廃棄物と産業廃棄物とを併せて契約しているもの等重複した場合は、それぞれに計上した。

資料3

監査対象機関一覧

(廃棄物の処理に関して支出があった機関)

番号	部局名	課 室 名 等	所在地	一 般 廃 棄 物 の 契 約 件 数	産 業 廃 棄 物 の 契 約 件 数	その他：契 約書以外で の支出
1	総 務 部	総務課	山形市	1		
2	総 務 部	管財課	山形市	1	6	
3	総 務 部	統計企画課	山形市			あり
4	総 務 部	職員研修所	山形市	1		
5	総 務 部	消防防災課消防防災航空隊	東根市	1		
6	総 務 部	消防学校	三川町	1	1	
7	文 化 環 境 部	環境企画課	山形市		1	
8	文 化 環 境 部	県民会館	山形市	1		あり
9	文 化 環 境 部	米沢女子短期大学	米沢市	1	2	
10	文 化 環 境 部	環境科学研究センター	村山市	1	2	あり

11	健康福祉部	衛生研究所	山形市	1	2	あり
12	健康福祉部	保健医療大学	山形市	1	1	あり
13	健康福祉部	庄内児童相談所	鶴岡市			あり
14	健康福祉部	鶴岡乳児院(庄内児童相談所等の一般廃棄物を含む)	鶴岡市	1		あり
15	健康福祉部	朝日学園	大江町	1		
16	健康福祉部	児童家庭課こども館	山形市	1		
17	健康福祉部	総合療育訓練センター	上山市	1	2	あり
18	健康福祉部	総合療育訓練センター庄内支所	鶴岡市	1	2	
19	健康福祉部	最上学園	新庄市	1	1	あり
20	健康福祉部	やまなみ学園	長井市		1	
21	健康福祉部	鳥海学園	遊佐町	1		あり
22	健康福祉部	精神保健福祉センター	山形市	1		あり
23	健康福祉部	内陸食肉衛生検査所	山形市	1	3	
24	健康福祉部	庄内食肉衛生検査所	余目町	1	2	あり
25	商工労働観光部	産業政策課	山形市	1		
26	商工労働観光部	産業創造支援センター	山形市	1		あり
27	商工労働観光部	工業技術センター	山形市	1	7	
28	商工労働観光部	工業技術センター置賜試験場	米沢市	2	2	
29	商工労働観光部	工業技術センター庄内試験場	三川町	1	3	あり
30	商工労働観光部	高度技術研究開発センター	山形市	1		
31	商工労働観光部	産業技術短期大学校	山形市	1	1	あり
32	商工労働観光部	山形職業能力開発専門学校	山形市	1		あり
33	商工労働観光部	産業技術短期大学校庄内校(庄内職業能力開発センターを含む)	酒田市	1		あり
34	農林水産部	水産試験場	鶴岡市	1		あり
35	農林水産部	内水面水産試験場	米沢市	1	1	あり
36	農林水産部	農業試験場(病害虫防除所を含む)	山形市	1		あり
37	農林水産部	農業試験場庄内支場(病害虫防除所庄内支所を含む)	藤島町	1		あり
38	農林水産部	砂丘地農業試験場(養豚試験場一般分を含む)	酒田市	1		あり
39	農林水産部	園芸試験場	寒河江市	1	1	あり
40	農林水産部	養豚試験場	酒田市			あり
41	農林水産部	農業研究研修センター(農業大学校を含む)	新庄市	1	1	あり
42	農林水産部	森林研究研修センター	寒河江市	1		
43	土木部	山形空港事務所	東根市			あり
44	土木部	綱木川ダム建設事務所	米沢市	2	2	
45	出納局	経理課	山形市		4	あり
46	村山総合支庁	総務企画部総務課(本庁舎)	山形市	1	3	あり
47	村山総合支庁	総務企画部西村山総務課(西庁舎)	寒河江市	1		あり
48	村山総合支庁	総務企画部北村山総務課(北庁舎)	村山市	1	2	

49	村山総合支庁	保健福祉環境部保健企画課(福祉相談センター、消費生活センター分等を含む)	山形市	1	2	
50	村山総合支庁	産業経済部家畜保健衛生課	山形市			あり
51	村山総合支庁	建設部山形統合ダム管理課	山形市			あり
52	最上総合支庁	総務企画部総務課(本庁舎)	新庄市	1		あり
53	最上総合支庁	保健福祉環境部保健企画課(旧保健所庁舎)	新庄市	1	4	
54	最上総合支庁	産業経済部産業経済総務課	新庄市		1	
55	最上総合支庁	産業経済部農村整備課	新庄市	1		あり
56	最上総合支庁	建設部建設総務課	新庄市			あり
57	最上総合支庁	建設部高坂ダム管理課	真室川町			あり
58	置賜総合支庁	総務企画部総務課(本庁舎)	米沢市	1	2	あり
59	置賜総合支庁	保健福祉環境部保健企画課(保健所庁舎)	米沢市	1	2	あり
60	置賜総合支庁	産業経済部農業普及課	高畠町	1	1	あり
61	置賜総合支庁	産業経済部産地研究課	南陽市		3	あり
62	置賜総合支庁	産業経済部家畜保健衛生課	南陽市		2	あり
63	置賜総合支庁	建設部建設総務課	米沢市			あり
64	置賜総合支庁	総務企画部西置賜総務課(西庁舎)	長井市	1	7	あり
65	置賜総合支庁	建設部西置賜総務建築課	長井市			あり
66	庄内総合支庁	総務企画部総務課(本庁舎、分庁舎)	三川町	1	6	あり
67	庄内総合支庁	保健福祉環境部保健企画課	三川町			あり
68	庄内総合支庁	建設部建設総務課(温海支所)	温海町	1		
69	庄内総合支庁	建設部道路計画課(酒田分所、鶴岡分所)	酒田市、鶴岡市	2		
70	庄内総合支庁	産業経済部農業普及課	藤島町	1	2	
71	庄内総合支庁	産業経済部酒田農業普及課	酒田市	1		あり
72	庄内総合支庁	産業経済部鶴岡農村整備課	鶴岡市	1	2	あり
73	庄内総合支庁	産業経済部酒田農村整備課	酒田市	1	1	あり
74	庄内総合支庁	産業経済部水産課	酒田市			あり
75	庄内総合支庁	産業経済部家畜保健衛生課	余目町		2	あり
76	庄内総合支庁	建設部港湾事務所	酒田市			あり
77	庄内総合支庁	建設部庄内空港事務所	酒田市			あり
78	庄内総合支庁	建設部荒沢ダム管理課	朝日村		1	あり
79	企業局	南部発電管理事務所	長井市	1		あり
80	企業局	北部発電管理事務所	三川町	1		
81	企業局	村山地区水道事務所	西川町		2	あり
82	企業局	置賜地区水道事務所	米沢市	1	10	
83	企業局	最上地区水道事務所	新庄市、金山町	1	4	
84	企業局	庄内地区水道事務所	朝日村	1	2	あり
85	企業局	庄内地区水道事務所平田支所	平田町	1	4	
86	病院事業局	県立中央病院(がん・生活習慣病センター等を含む)	山形市	2	5	
87	病院事業局	県立日本海病院	酒田市	1	7	
88	病院事業局	県立新庄病院	新庄市	1	4	あり

89	病院事業局	県立河北病院	河北町	1	4	あり
90	病院事業局	県立鶴岡病院	鶴岡市	1	4	あり
91	教育委員会	県立図書館	山形市	1		あり
92	教育委員会	教育センター	天童市	1	1	あり
93	教育委員会	青年の家	天童市	1		あり
94	教育委員会	海浜青年の家	遊佐町	1		
95	教育委員会	朝日少年自然の家	大江町	1		あり
96	教育委員会	金峰少年自然の家	鶴岡市	1		あり
97	教育委員会	神室少年自然の家	真室川町	1		
98	教育委員会	県体育館	山形市	1	3	
90	教育委員会	県立博物館	山形市			あり
100	教育委員会	山形東高校	山形市	1	1	
101	教育委員会	山形南高校	山形市	1	1	
102	教育委員会	山形西高校	山形市	1	1	あり
103	教育委員会	山形北高校	山形市	1		あり
104	教育委員会	山形工業高校	山形市	1	3	あり
105	教育委員会	山形中央高校	山形市	1	1	あり
106	教育委員会	上山明新館高校	上山市	1	1	あり
107	教育委員会	天童高校	天童市	1		あり
108	教育委員会	山辺高校	山辺町			あり
109	教育委員会	寒河江高校	寒河江市	2		あり
110	教育委員会	寒河江工業高校	寒河江市	1		あり
111	教育委員会	谷地高校	河北町	1		あり
112	教育委員会	左沢高校	大江町	1		あり
113	教育委員会	村山農業高校	村山市	2	1	あり
114	教育委員会	楯岡高校	村山市	1		あり
115	教育委員会	東根工業高校	東根市	1	2	あり
116	教育委員会	北村山高等学校	尾花沢市			あり
117	教育委員会	新庄北高校	新庄市、最上町	1		あり
118	教育委員会	新庄南高校	新庄市	1		あり
119	教育委員会	新庄神室産業高校	新庄市	2	3	
120	教育委員会	金山高校	金山町	1		あり
121	教育委員会	真室川高校	真室川町	1		あり
122	教育委員会	米沢興譲館高校	米沢市	1	1	あり
123	教育委員会	米沢東高校	米沢市	1	2	あり
124	教育委員会	米沢工業高校	米沢市	1	4	あり
125	教育委員会	米沢商業高校	米沢市	1	1	
126	教育委員会	置賜農業高校	川西町	1	2	あり
127	教育委員会	南陽高校	南陽市	1	1	あり
128	教育委員会	高畠高校	高畠町	1	3	あり
129	教育委員会	長井高校	長井市	1	1	
130	教育委員会	長井工業高校	長井市	1	1	
131	教育委員会	荒砥高校	白鷹町	1		
132	教育委員会	鶴岡南高校	鶴岡市	1	1	あり
133	教育委員会	鶴岡北高校	鶴岡市	1		あり
134	教育委員会	鶴岡工業高校	鶴岡市	1	1	あり
135	教育委員会	鶴岡中央高校	鶴岡市、温海町	2		あり

136	教育委員会	加茂水産高校	鶴岡市	1		あり
137	教育委員会	庄内農業高校	藤島町	1	1	あり
138	教育委員会	庄内総合高校	余目町	1		
139	教育委員会	山添高校	櫛引町	1		あり
140	教育委員会	酒田東高校	酒田市	1		あり
141	教育委員会	酒田西高校	酒田市	1		あり
142	教育委員会	酒田商業高校	酒田市			あり
143	教育委員会	酒田工業高校	酒田市	1		あり
144	教育委員会	酒田北高校	酒田市	1	1	あり
145	教育委員会	遊佐高校	遊佐町	1		
146	教育委員会	山形盲学校	上山市	1	1	あり
147	教育委員会	山形聾学校	山形市	1		あり
148	教育委員会	酒田聾学校	酒田市	1		あり
149	教育委員会	山形養護学校	山形市	1		あり
150	教育委員会	米沢養護学校	米沢市	1	7	
151	教育委員会	ゆきわり養護学校	上山市	1	1	
152	教育委員会	鶴岡養護学校	鶴岡市	1	1	あり
153	教育委員会	新庄養護学校	新庄市	1	1	あり
154	教育委員会	上山高等養護学校	上山市	1	1	あり
155	教育委員会	鶴岡高等養護学校	鶴岡市	1		あり
157	警察本部	生活安全部	山形市		1	
158	警察本部	刑事部	山形市		2	あり
159	警察本部	交通部	山形市、天童市	1	1	あり
160	警察本部	警備部	山形市			あり
161	警察本部	警察学校	天童市			あり
162	警察本部	山形警察署	山形市	1	1	あり
163	警察本部	上山警察署	上山市	1	2	あり
164	警察本部	天童警察署	天童市	1	3	あり
165	警察本部	寒河江警察署	寒河江市	1		あり
166	警察本部	村山警察署	村山市	1	2	あり
167	警察本部	尾花沢警察署	尾花沢市	1		あり
168	警察本部	新庄警察署	新庄市	1		あり
169	警察本部	余目警察署	余目町	1		あり
170	警察本部	酒田警察署	酒田市	1		あり
171	警察本部	鶴岡警察署	鶴岡市	1		あり
172	警察本部	温海警察署	温海町	1	1	あり
173	警察本部	長井警察署	長井市	1		あり
174	警察本部	小国警察署	小国町	1		あり
175	警察本部	南陽警察署	南陽市	1	3	あり
176	警察本部	米沢警察署	米沢市	1	2	あり
計				155	211	

資料4

一般廃棄物の契約の概況

番号	部局名	課室名等	委託業者の内容	収集回数等	契約の性格	業者決定方法	履行確認方法
1	総務部	総務課	収集運搬処分	不用文書の廃棄1回	定額(年1回)	1者随意契約	報告書等

2	総務部	管財課	収集運搬 (産廃を含む)	定期収集	年額	入札	報告書等
3	総務部	職員研修所	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書等
4	総務部	消防防災課消防防災航空隊	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書等
5	総務部	消防学校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書、立会
6	文化環境部	県民会館	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書、立会
7	文化環境部	米沢女子短期大学	収集運搬 処分	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
8	文化環境部	環境科学研究センター	収集運搬	定期収集	単価契約：収集運搬/月： 処分費、再生費/kg	見積2者以上	立会
9	健康福祉部	衛生研究所	事務所からゴミ集積所までの運搬	定期収集	清掃業務の一部	入札	報告書
10	健康福祉部	保健医療大学	収集運搬 処分 (産廃を含む)	定期収集	清掃業務の一部	入札	報告書
11	健康福祉部	鶴岡乳児院	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	立会
12	健康福祉部	朝日学園	収集運搬	定期収集	月額	見積2者以上	報告書
13	健康福祉部	こども館	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
14	健康福祉部	総合療育訓練センター	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
15	健康福祉部	総合療育訓練センター 庄内支所	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	その他
16	健康福祉部	最上学園	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
17	健康福祉部	鳥海学園	収集運搬	定期収集	単価契約	見積2者以上	報告書
18	健康福祉部	精神保健福祉センター	収集運搬	定期収集	清掃業務の一部	見積2者以上	特になし
19	健康福祉部	内陸食肉衛生検査所	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	立会
20	健康福祉部	庄内食肉衛生検査所	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	特になし
21	商工労働観光部	産業政策課 旧計量検定所	収集運搬	定期収集	清掃業務の一部	見積2者以上	報告書
22	商工労働観光部	産業創造支援センター	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書

23	商工労働観光部	工業技術センター	収集運搬	定期収集	年額	入札	報告書
24	商工労働観光部	工業技術センター置賜試験場	収集運搬 (産廃を含む)	随時	契約期間内定額 (15.12.24 ~16.1.16)	1者随意 契約	報告書
25	商工労働観光部	工業技術センター置賜試験場	収集運搬 (産廃を含む)	随時	契約期間内定額 (16.3.15 ~16.3.30)	1者随意 契約	報告書
26	商工労働観光部	工業技術センター庄内試験場	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
27	商工労働観光部	高度技術研究開発センター	収集運搬	定期収集	年額	入札	収集時口 頭報告
28	商工労働観光部	産業技術短期大学校	収集運搬	定期収集	清掃業務の一部	入札	報告書
29	商工労働観光部	山形職業能力開発専門学校	収集運搬	定期収集	清掃業務の一部 :月別支払 計画	入札	報告書
30	商工労働観光部	産業技術短期大学校庄内校	収集運搬	定期収集	清掃業務の一部	入札	報告書
31	農林水産部	水産試験場	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
32	農林水産部	内水面水産試験場	収集運搬	定期収集	単価契約:収 集運搬/回、 処分料/?	1者随意 契約	報告書、 立会
33	農林水産部	農業試験場	収集運搬	定期収集	清掃委託の一部	入札	報告書
34	農林水産部	農業試験場庄内支場	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
35	農林水産部	砂丘地農業試験場	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
36	農林水産部	園芸試験場	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
37	農林水産部	農業研究研修センター	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
38	農林水産部	森林研究研修センター	収集運搬	定期収集	清掃委託の一部	入札	報告書
39	土木部	綱木川ダム建設事務所	収集運搬	定期収集	運搬委託年額	1者随意 契約	報告書
40	土木部	綱木川ダム建設事務所	処分	定期収集	単価契約/kg	1者随意 契約	報告書
41	村山総合支庁	総務課	収集運搬	定期収集	清掃委託の一部	入札	報告書
42	村山総合支庁	西村山総務課	収集運搬	定期収集	年額	入札	報告書

43	村山総合支庁	北村山総務課	収集運搬	定期収集	単価契約/ 茜、組合への 処分費を含む	1者随意 契約	報告書
44	村山総合支庁	保健企画課	収集運搬	定期収集	清掃委託の一 部	入札	報告書
45	最上総合支庁	総務課	収集運搬	定期収集	月額+事務組 合が定める処 分料金	見積2者 以上	報告書
46	最上総合支庁	保健企画課(旧保健所)	収集運搬	定期収集	単価契約:収 集/回:処分 /容器	見積2者 以上	報告書
47	最上総合支庁	農村整備課	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
48	置賜総合支庁	総務課	収集運搬	定期収集	年額 (処分料支払 いを含む)	見積2者 以上	報告書
49	置賜総合支庁	保健企画課	収集運搬	定期収集	年額 (処分料支払 いを含む)	見積2者 以上	報告書
50	置賜総合支庁	農業普及課	収集運搬	定期収集	年額 (処分料支払 いを含む)	見積2者 以上	報告書
51	置賜総合支庁	西置賜総務課	収集運搬	定期収集	年額 (処分料支払 いを含む)	見積2者 以上	報告書
52	庄内総合支庁	総務課	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額/処分料 は衛生処理組 合に別途納付	見積2者 以上	報告書、 立会
53	庄内総合支庁	建設総務課(温海支所)	収集運搬 処分	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
54	庄内総合支庁	道路計画課(鶴岡分所)	収集運搬 処分	定期収集	年額	1者随意 契約	報告書
55	庄内総合支庁	道路計画課(酒田分所)	収集運搬 処分	定期収集	年額	1者随意 契約	報告書
56	庄内総合支庁	農業普及課	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
57	庄内総合支庁	酒田農業普及課	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
58	庄内総合支庁	鶴岡農村整備課	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
59	庄内総合支庁	酒田農村整備課	収集運搬	定期収集	清掃委託の一 部	見積2者 以上	報告書
60	企業局	南部発電管理事務所	収集運搬	定期収集	単価契約/回	見積2者 以上	報告書、 立会
61	企業局	北部発電管理事務所	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	特に決め ていない

62	企業局	置賜地区水道事務所	収集運搬	定期収集	年額(処分手数料を含む)	見積2者以上	報告書、立会
63	企業局	最上地区水道事務所	収集運搬	定期収集	月額に投入料金加算	1者随意契約	報告書
64	企業局	庄内地区水道事務所	収集運搬	定期収集	単価契約/収集運搬/回、kg	見積2者以上	立会
65	企業局	庄内地区水道事務所平田支所	収集運搬	定期収集	単価契約/袋	見積2者以上	報告書
66	病院事業局	県立中央病院	収集運搬	定期収集	単価契約/kg(処理手数料を含む)	入札	報告書
67	病院事業局	県立中央病院(厨房ゴミ)	収集運搬処分(食品リサイクル法による再生処理)	定期収集	単価契約/kg	1者随意契約	立会
68	病院事業局	県立日本海病院	収集運搬	定期収集	単価契約/kg	入札	報告書
69	病院事業局	県立新庄病院	収集運搬	定期収集	単価契約/kg(処分料を含む)	入札	報告書
70	病院事業局	県立河北病院	収集運搬	定期収集	単価契約/kg(処分料支払いを含む)	入札	組合発行の伝票と突合せ
71	病院事業局	県立鶴岡病院	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
72	教育委員会	県立図書館	収集運搬	定期収集	清掃業務の一部	入札	報告書
73	教育委員会	教育センター	収集運搬	定期収集	清掃業務の一部	入札	報告書
74	教育委員会	青年の家	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
75	教育委員会	海浜青年の家	収集運搬	定期収集	単価契約/10kg	見積2者以上	報告書
76	教育委員会	朝日少年自然の家	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書、立会
77	教育委員会	金峰少年自然の家	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	立会
78	教育委員会	神室少年自然の家	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	立会
79	教育委員会	県体育館	収集運搬	定期収集	清掃業務の一部	入札	報告書
80	教育委員会	山形東高校	収集運搬(産廃を含む)	定期収集	年額	見積2者以上	報告書

81	教育委員会	山形南高校	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
82	教育委員会	山形西高校	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
83	教育委員会	山形北高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
84	教育委員会	山形工業高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
85	教育委員会	山形中央高校	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
86	教育委員会	上山明新館高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
87	教育委員会	天童高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
88	教育委員会	寒河江高校(本校)	収集運搬	定期収集	単価契約/回	見積2者 以上	立会
89	教育委員会	寒河江高校(農業校舎)	収集運搬	定期収集	単価契約/回	見積2者 以上	立会
90	教育委員会	寒河江工業高校	収集運搬	定期収集	単価契約/回	見積2者 以上	報告書
91	教育委員会	谷地高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
92	教育委員会	左沢高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
93	教育委員会	村山農業高校	収集運搬	定期収集	単価契約/kg	見積2者 以上	報告書
94	教育委員会	村山農業高校(粗大ご み)	収集運搬	定期収集	単価契約/?	見積2者 以上	報告書
95	教育委員会	楯岡高校	収集運搬	定期収集	単価契約/kg	見積2者 以上	立会
96	教育委員会	東根工業高校	収集運搬	定期収集	単価契約/kg	見積2者 以上	報告書、 立会
97	教育委員会	新庄北高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
98	教育委員会	新庄南高校	収集運搬	定期収集	月額	見積2者 以上	立会
99	教育委員会	新庄神室産業高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
100	教育委員会	新庄神室産業高校 大 型不燃ゴミ	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
101	教育委員会	金山高校	収集運搬	定期収集	月額に投棄料 を加算	見積2者 以上	報告書
102	教育委員会	真室川高校	収集運搬	定期収集	年額(処分料 を含む)	見積2者 以上	報告書

103	教育委員会	米沢興譲館高校	収集運搬 (産廃を含む)	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
104	教育委員会	米沢東高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
105	教育委員会	米沢工業高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
106	教育委員会	米沢商業高校	収集運搬 (産廃を含む)	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
107	教育委員会	置賜農業高校	収集運搬	定期収集	単価契約/kg	見積2者 以上	報告書、 立会
108	教育委員会	南陽高校	収集運搬	定期収集	年額(処分料 支払いを含む)	見積2者 以上	報告書、 立会
109	教育委員会	高島高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
110	教育委員会	長井高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
111	教育委員会	長井工業高校	収集運搬	量がたまった 時	単価契約/回 (処理手数料 納入を含む)	見積2者 以上	報告書、 立会
112	教育委員会	荒砥高校	収集運搬	定期収集	年額(処理手 数料納入を含む)	見積2者 以上	報告書
113	教育委員会	鶴岡南高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
114	教育委員会	鶴岡北高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
115	教育委員会	鶴岡工業高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
116	教育委員会	鶴岡中央高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
117	教育委員会	鶴岡中央高校温海校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
118	教育委員会	加茂水産高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
119	教育委員会	庄内農業高校	収集運搬 (産廃を含む)	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
120	教育委員会	庄内総合高校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
121	教育委員会	山添高校	収集運搬	定期収集	単価契約/収 集運搬/回、 処理料/kg	見積2者 以上	報告書、 立会
122	教育委員会	酒田東高校	収集運搬	定期収集	単価契約/10 kg	見積2者 以上	報告書、 立会

123	教育委員会	酒田西高校	収集運搬	定期収集	単価契約 / 10kg	見積2者以上	報告書、立会
124	教育委員会	酒田工業高校	収集運搬	定期収集	単価契約 / 10kg	見積2者以上	立会
125	教育委員会	酒田北高校	収集運搬	定期収集	単価契約 / 10kg	見積2者以上	報告書
126	教育委員会	遊佐高校	収集運搬 処分	定期収集	単価契約	見積2者以上	報告書
127	教育委員会	山形盲学校	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
128	教育委員会	山形聾学校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
129	教育委員会	酒田聾学校	収集運搬	定期収集	単価契約 / 10kg	見積2者以上	報告書、立会
130	教育委員会	山形養護学校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
131	教育委員会	米沢養護学校	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
132	教育委員会	ゆきわり養護学校	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
133	教育委員会	鶴岡養護学校	収集運搬	定期収集	単価契約 / ボックス	見積2者以上	立会
134	教育委員会	新庄養護学校	収集運搬	定期収集	単価契約 / kg (処分料を 含む)	見積2者以上	報告書
135	教育委員会	上山高等養護学校	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
136	教育委員会	鶴岡高等養護学校	収集運搬	定期収集	単価契約 / ボックス	見積2者以上	立会
137	警察本部	警務部(本部庁舎分)	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額	入札	報告書
138	警察本部	警務部(天童市所在分)	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
139	警察本部	警務部(東根市所在分)	収集運搬	定期収集	年額	見積2者以上	報告書
140	警察本部	交通部(運転免許センター分)	収集運搬	定期収集	単価契約 / 10kg	見積2者以上	報告書、立会
141	警察本部	山形警察署	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	年額	入札	立会
142	警察本部	上山警察署	収集運搬 処分 (産廃を 含む)	定期収集	年額	1者随意 契約	報告書、立会

143	警 察 本 部	天童警察署	収集運搬 (産廃を 含む)	定期収集	単価契約/ kg、?	見積2者 以上	報告書、 立会
144	警 察 本 部	寒河江警察署	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
145	警 察 本 部	村山警察署	収集運搬	定期収集	単価契約/ kg、? 当り	見積2者 以上	報告書
146	警 察 本 部	尾花沢警察署	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
147	警 察 本 部	新庄警察署	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
148	警 察 本 部	余目警察署	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書
149	警 察 本 部	酒田警察署	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	報告
150	警 察 本 部	鶴岡警察署	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
151	警 察 本 部	温海警察署	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
152	警 察 本 部	長井警察署	収集運搬 処分	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書、 立会
153	警 察 本 部	小国警察署	収集運搬	定期収集	年額	見積2者 以上	立会
154	警 察 本 部	南陽警察署	収集運搬	定期収集	月額	見積2者 以上	立会
155	警 察 本 部	米沢警察署	収集運搬 処分	定期収集	年額	見積2者 以上	報告書

資料5

産業廃棄物の契約の概況(主なものを記載)

番号	部局名	課室名等	産業廃棄物の内 容等	委託業務 の内容	収集回 数等	契約の 性格	業者決 定方法	マニフェ スト等
1	総 務 部	管財課	廃プラ類、ピ ン・缶、乾電池 類、ガラス陶磁 器屑、金属類 不燃性粗大ごみ 等	収集運搬 (一般も 併せて契 約)、処 分	定期収集 臨時処理	年額。処分 は単価契 約。支払い は収集運搬 業者 不燃性粗大 ごみは実績 払い	入札(収 集運搬業 者) 処分業者 は収集運 搬業者が 契約して いる業者 不燃粗大 ごみは1 者随意契 約	発行、保 存
2	総 務 部	消防学校	ビニール、ベッ トボトル、缶類	収集運搬 処分	定期収集	年額	見積2者 以上	発行、保 存

3	文化環境部	環境企画課	特別管理産業廃棄物(有害排水)	収集運搬処分	年1回 (各機関)	単価契約 (県の各機関の一括契約)	入札	発行、保存
4	文化環境部	米沢女子短期大学	金属屑、ガラス屑、廃プラ、汚泥	収集運搬処分	定期収集	単価契約: 収集運搬/ ?、処分/ ? 支払いは収集運搬業者	見積2者以上	発行、保存
5	文化環境部	環境科学研究センター	金属屑、ガラス及び陶磁器屑、廃プラ 汚泥・特別管理(廃油2種)	収集運搬処分	定期収集 汚泥、廃油は年1回処理	単価契約: 収集運搬と処分 年1回処理は定額	見積2者以上	発行、保存
6	健康福祉部	衛生研究所	特別管理(感染性医療廃棄物)	収集運搬処分	年1回	単価契約 支払いは収集運搬業者	1者随意契約	発行、保存
7	健康福祉部	総合療育訓練センター	廃プラ、金属、ガラス屑 感染性廃棄物	収集運搬処分	定期収集	年額 感染性は単価契約	見積2者以上	発行、保存
8	健康福祉部	総合療育訓練センター庄内支所	廃プラ 医療廃棄物(感染性廃棄物)	収集運搬処分	定期収集と併せて処理	単価契約	見積2者以上	発行、保存
9	健康福祉部	最上学園	重油タンク点検 清掃時の廃油	重油タンク点検業務の一部	清掃時に処理	年1回	見積2者以上	発行、保存
10	健康福祉部	やまなみ学園	重油タンク点検 清掃時のスラッジ	重油タンク点検業務の一部	清掃時に処理	年1回	1者随意契約	少量のため交付せず
11	健康福祉部	内陸食肉衛生検査所	医療廃棄物、動物臓器	収集運搬処分	年10回	単価契約	1者随意契約	発行、保存
12	健康福祉部	庄内食肉衛生検査所	感染性廃棄物、検査器具、廃プラ類等	収集運搬処分	随時	単価契約	1者随意契約	発行、保存
13	商工労働観光部	工業技術センター	普通の産廃(5分類)、特別管理産廃(4分類)	収集運搬処分	量がまとまった時点で契約	単価契約 支払いは収集運搬業者	1者随意契約	発行、保存
14	商工労働観光部	工業技術センター置賜試験場	普通の産廃(5分類)、特別管理(4分類)	収集運搬処分	年2回、15年度特別管理の委託なし	年2回契約 締結 契約期間内定額	1者随意契約	発行、保存

15	商工労働観 光部	工業技術セン ター庄内試験場	廃プラ、ガラス 類 特別管理産業廃 棄物	収集運搬、 処分、 収集運搬 処分	随時 年2回	単価契約	1者随意 契約	発行、保 存
16	商工労働観 光部	産業技術短期大 学校	5分類	収集運搬 処分	定期収集	単価契約	見積2者 以上	発行、保 存
17	農林水産部	内水面水産試験 場	廃プラ、金属等	収集運搬 処分	年6回程 度	単価契約	1者随意 契約	発行、保 存
18	土 木 部	綱木川ダム建設 事務所	プラスチック、 ペットボトル、 ガラス、金属	収集運搬、 処分	年2回	単価契約： 同一業者と 収集と処分 で締結	1者随意 契約	発行、保 存
19	出 納 局	経理課	不用物品(金属 類、廃プラ類)	収集運搬 処分	年4回	定額	見積2者 以上	発行、保 存
20	村山総合支 庁	総務課	廃プラスチック 類	収集運搬、 処分	定期収集	清掃委託の 一部から年 度途中で契 約変更：定 額	見積2者 以上 処分業者 は収集運 搬業者が 選定	発行、保 存
21	村山総合支 庁	北村山総務課	パソコン	収集運搬、 処分	1回	定 額、(収 集運搬業者 に支払い)	1者随意 契約	発行、保 存
22	村山総合支 庁	保健企画課	廃プラスチック 類	収集運搬 処分	定期収集	清掃委託の 一部から年 度途中で契 約変更：定 額	1者随意 契約 処分業者 は収集運 搬業者が 選定	発行、保 存
23	最上総合支 庁	保健企画課(旧 最上保健所)	廃プラ、ガラス 屑類 感染性廃棄物 引越し時の不用 物品	収集運搬 処分	年2回 感染性月 1回 移転時1 回	単価契約	収集：見 積2者以 上 処分：1 者随意契 約	発行、保 存
24	最上総合支 庁	産業経済総務課	家畜焼却灰、動 物体液付着物等	収集運搬 処分	随時	単価契約	見積2者 以上	発行、保 存
25	置賜総合支 庁	総務課	ビン、缶、ペッ トボトル、不燃 物	収集運搬 処分	定期収集	単価契約	見積2者 以上	発行、保 存
26	置賜総合支 庁	保健企画課	廃プラ、不燃、 ペットボトル、 現像廃液類	収集運搬 処分	不定期	単価契約	見積2者 以上	発行、保 存
27	置賜総合支 庁	農業普及課	廃プラ、金属等	収集運搬 処分	随時	単価契約	見積2者 以上	発行、保 存
28	置賜総合支 庁	産地研究課	廃プラ 廃アルカリ等	収集運搬 処分	年1回	単価契約 (収集運搬 業者へ一括 払い)	1者随意 契約	発行、保 存

29	置賜総合支庁	家畜保健衛生課	廃プラ、ガラス屑、金属屑	収集運搬処分	随時	単価契約	1者随意契約	発行、保存
30	置賜総合支庁	西置賜総務課	リサイクル用：金属屑、廃プラ類 最終処分：不燃物	収集運搬処分 年度途中から変更	随時	年度前半は定額。年度後半に収集運搬、処分毎の単価契約に切替	見積2者以上	発行、保存
31	庄内総合支庁	総務課	不燃、廃プラ、再資源化金属、再資源化その他	収集運搬処分	月1回 年4回 年3回	単価契約	見積2者以上一部 随意契約	発行、保存
32	庄内総合支庁	農業普及課	廃プラ、金属等	収集運搬処分	定期収集	単価契約 (収集運搬業者に一括)	見積2者以上	発行、保存
33	庄内総合支庁	鶴岡農村整備課	廃プラ、金属等	収集運搬処分	随時	単価契約	見積2者以上 処分業者は収集運搬業者が持ち込む業者	発行、保存
34	庄内総合支庁	酒田農村整備課	パソコン等	収集運搬処分	1回	定額	1者随意契約	発行、保存
35	庄内総合支庁	家畜保健衛生課	燃え殻、感染性廃棄物	収集運搬処分	随時	単価契約	1者随意契約(収集運搬処分までできる)	発行、保存
36	庄内総合支庁	荒沢ダム管理課	流木	収集運搬処分	期間を定めて契約	定額	入札	発行、保存
37	企業局	村山地区水道事務所	汚泥 有害廃液及び試薬	収集運搬処分	期間を定めて契約 年1回	単価契約	入札 1者随意契約	発行、保存
38	企業局	置賜地区水道事務所	廃プラ、金属、ガラス 汚泥 廃液類	収集運搬処分 構内収集だけの契約あり	期間を定めて契約 年1回	単価契約	入札 見積2者以上 1者随意契約	発行、保存
39	企業局	最上地区水道事務所	汚泥 特別管理産廃	収集運搬処分	期間を定めて契約	単価契約	入札 1者随意契約	発行、保存
40	企業局	庄内地区水道事務所	汚泥 廃酸、廃アルカリ等	収集運搬処分	期間を定めて契約	単価契約	入札 1者随意契約	発行、保存

41	企業局	庄内地区水道事務所平田支所	汚泥	収集運搬処分	期間を定めて契約	総額契約	入札見積2者以上	発行、保存
42	病院事業局	県立中央病院	7分類(普通、感染性3分類外)	収集運搬処分	定期収集随時	単価契約	入札見積2者以上	発行、保存
43	病院事業局	県立日本海病院	5分類(普通、感染性3分類外)	収集運搬処分	定期収集随時	単価契約	入札見積2者以上	発行、保存
44	病院事業局	県立新庄病院	非感染性3分類、感染性2分類	収集運搬処分	定期収集	単価契約	入札見積2者以上 一者随意契約	発行、保存
45	病院事業局	県立河北病院	廃プラ、金属、ガラス、感染性廃棄物	収集運搬処分	定期収集	単価契約 処分料は収集運搬業者に支払う	入札処分業者は収集運搬業者が選定	発行、保存
46	病院事業局	県立鶴岡病院	感染性、医療系(廃プラ、廃ガラス)、廃薬品試薬	収集運搬処分	随時	単価契約	見積2者以上 1者随意契約	発行、保存
47	教育委員会	教育センター	不要薬品(廃油、特別管理)	収集運搬処分	1回	定額	1者随意契約	発行、保存
48	教育委員会	県体育館	廃プラ	収集運搬	年2回	年額(当初清掃業務の一部)から変更 処分業者への支払いは収集運搬業者	入札見積2者以上	発行、保存
49	教育委員会	山形工業高校	金属、廃プラ、廃油等	収集運搬処分	不定期	単価契約	見積2者以上	発行、保存
50	教育委員会	山形中央高校	廃プラ	収集運搬処分(一般廃棄物の収集運搬を含む)	定期収集	収集運搬は定額 処分単価は協議	見積2者以上	発行、保存
51	教育委員会	上山明新館高校	埋立、廃プラ	収集運搬処分(一般廃棄物の収集運搬を含む)	定期収集	一般廃棄物の契約と一体	見積2者以上	発行、保存
52	教育委員会	村山農業高校	廃プラ、ガラス屑等	収集運搬処分	月1回	単価契約	見積2者以上	発行、保存

53	教育委員会	東根工業高校	金属屑、廃プラ等	収集運搬処分	年1回	単価契約	見積2者以上	発行、保存
54	教育委員会	新庄神室産業高校	大型不燃物(一般廃棄物もある) 旧校舎備品 旧校舎薬品類	大型不燃物は収集運搬備品等は収集運搬処分	定期収集年1回	定額	見積2者以上 入札 1者随意契約	発行、保存
55	教育委員会	米沢東高校	鉄屑、空缶、空瓶、蛍光管等	収集運搬処分	定期収集	年額/単価	見積2者以上	発行、保存
56	教育委員会	米沢工業高校	金属、廃プラ、ガラス等	収集運搬処分	定期収集	年額 単価契約 処分業者への支払いは収集運搬業者	見積2者以上	発行、保存
57	教育委員会	米沢商業高校	廃プラ(3種)、金属等	収集運搬処分	定期収集	一般廃棄物の契約に含む	見積2者以上	発行、保存
58	教育委員会	置賜農業高校	廃プラ、ゴム、金属、ガラス、汚泥	収集運搬	定期収集 随時	単価契約	見積2者以上	発行、保存
59	教育委員会	高畠高校	金属、廃プラ等	収集運搬処分	1回	単価契約	見積2者以上	発行、保存
60	教育委員会	長井高校	廃プラ、金属、粗大ごみ	収集運搬処分	年間24回	単価契約	見積2者以上	発行、保存
61	教育委員会	長井工業高校	混合廃棄物、廃プラ等	収集運搬処分	1回	定額	1者随意契約	発行、保存
62	教育委員会	鶴岡南高校	汚泥(グリーストラップ清掃に伴うもの)	清掃の一部	年3回	清掃の一部	見積2者以上	発行、保存
63	教育委員会	鶴岡工業高校	汚泥(グリーストラップ清掃に伴うもの)	清掃の一部	年3回	清掃の一部	見積2者以上	発行、保存
64	教育委員会	庄内農業高校	廃プラ、ガラス、金属、瓦礫、廃油等	収集運搬処分(一般廃棄物の収集運搬を含む)	定期収集	一般廃棄物の契約に含む	見積2者以上	発行、保存
65	教育委員会	酒田北高校	机、椅子	収集運搬処分	1回	定額/請書	見積2者以上	発行、保存
66	教育委員会	米沢養護学校	金属、廃プラ等 廃油	収集運搬処分	大掃除等による処理	年額/単価	見積2者以上	発行、保存

67	教育委員会	ゆきわり養護学校	廃プラ	収集運搬処分(一般廃棄物の収集運搬を含む)	定期収集	年額	見積2者以上	発行、保存
68	教育委員会	鶴岡養護学校	汚泥(グリーストラップ清掃に伴うもの)	清掃の一部	年6回	清掃の一部	見積2者以上	発行、保存
69	教育委員会	上山高等養護学校	廃プラ、金属、ガラス等	収集運搬処分(一般廃棄物の収集運搬を含む)	定期収集	年額	見積2者以上	発行、保存
70	警察本部	警務部	廃プラ 不要物品	収集運搬処分	定期収集 随時	年額(収集運搬は一般に含む)、 処分は単価契約 随時は定額	入札 見積2者以上	発行、保存
71	警察本部	生活安全部	廃プラ	処分	1回	単価契約	1者随意契約	発行、保存
72	警察本部	刑事部	写真現像廃液 特別管理産業廃棄物	収集運搬処分	随時 1回	単価契約	見積2者以上 1者随意契約	発行、保存
73	警察本部	交通部	金属屑、廃プラ等	収集運搬処分	1回	定額	見積2者以上	発行、保存
74	警察本部	山形警察署	廃プラ、ガラス 陶磁器	収集運搬処分(一廃の収集運搬を含む)	定期収集	年額	入札	発行、保存
75	警察本部	上山警察署	廃プラ 廃自転車等	収集運搬処分(一廃の収集運搬を含む)	定期収集 臨時	年額 定額	1者随意契約	発行、保存
76	警察本部	天童警察署	プラスチック、 空瓶、不燃等 蛍光管、乾電池 廃油	収集運搬処分(一廃の収集運搬を含む)	定期収集 年1回	単価契約	見積2者以上	発行、保存
77	警察本部	村山警察署	蛍光管、乾電池	収集運搬処分	随時	単価契約	1者随意契約	発行、保存

78	警察本部	温海警察署	不燃、廃プラ、 乾電池、粗大ご み等	収集運搬 処分	定期収集	年額	見積2者 以上	発行、保 存
79	警察本部	南陽警察署	自転車、鉄屑、 その他	収集運搬 処分	3回	3回	1者随意 契約	発行、保 存
80	警察本部	米沢警察署	金属、ガラス、 瓦礫、廃プラ、 自転車等	収集運搬 処分	定期収集 随時	単価契約	1者随意 契約	発行、保 存